

1 沿革

大正 9 年 8 月 下京区（現東山区）今熊野旧日吉病院跡に京都市衛生試験所として開設
 大正 15 年 11 月 上京区竹屋町通千本東入主税町 910 番地に新築移転
 昭和 21 年 4 月 京都市生活科学研究所に改称
 昭和 25 年 7 月 厚生省通牒（地方衛生研究所設置要綱）に基づき京都市衛生研究所に改称
 昭和 38 年 12 月 機構改革により事務部門を除き從来の部制を廃止し、研究主幹制に変更
 昭和 45 年 7 月 中京区壬生東高田町 1 番地の 2 に新築移転
 昭和 54 年 1 月 京都市公害センター設立に伴う機構改革により当所から公害関係業務を分離
 昭和 61 年 4 月 組織改正により、京都市食品検査所並びに衛生局環境衛生課環境防疫室及び総合検査室を統合し、
 1 課 6 部門となる。また、京都市中央卸売市場第一市場及び第二市場にそれぞれ第一検査室及び第
 二検査室を設置
 平成 2 年 4 月 組織改正により、公害対策室審査課（公害センター）を統合、1 課 7 部門とし、京都市衛生公害研
 究所に改称
 平成 18 年 4 月 組織改正により、調査研究部門を廃止し、衛生動物部門を新設
 平成 22 年 4 月 組織改正により、管理課相談係を廃止し、疫学情報部門を管理課に、臨床部門を微生物部門に編入、
 1 課 5 部門体制となる。また、所名を衛生環境研究所に改称
 平成 23 年 4 月 組織改正により、微生物部門の先天性代謝異常症等の検査業務を管理課に移行
 （平成 24 年 4 月 民間業者委託に移行）
 平成 24 年 4 月 組織改正により、衛生動物部門を微生物部門に編入、1 課 4 部門体制となる。

2 施設

(1) 本所（管理課、生活衛生部門、微生物部門、環境部門）

ア 所 在 地 京都市中京区壬生東高田町 1 番地の 20

イ 敷 地 面 積 4,380.26 平方メートル

ウ 建物の構造等

- (ア) 本館 鉄筋コンクリート造、地下 1 階・地上 5 階建て（一部 6 階）、4,110.85 平方メートル
- (イ) 別館 鉄筋コンクリート造、地下 1 階・地上 5 階建て（一部 6 階）、2,952.33 平方メートル
- (ウ) 動物実験施設 鉄筋コンクリート造、地上 2 階建て、190.28 平方メートル
- (エ) 危険物貯蔵所 コンクリートブロック造、平屋建て、19.6 平方メートル
- (オ) 建物総延面積 7,300.48 平方メートル

(2) 第一検査室（生活衛生部門）

ア 所 在 地 京都市下京区朱雀分木町 25 番地（京都市中央卸売市場第一市場内）

イ 建物の構造等 鉄筋コンクリート造、地上 3 階建て、475.0 平方メートル

(3) 第二検査室（食肉検査部門）

ア 所 在 地 京都市南区吉祥院石原東之口 2 番地（京都市中央卸売市場第二市場内）

イ 建物の構造等 鉄筋コンクリート造、地上 2 階建て、300.0 平方メートル

3 機構及び業務分担（平成 26 年 3 月現在）

部門	担当	分担業務
所長	次長	<ul style="list-style-type: none"> ・研究所の庶務
	管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆衛生情報の収集、解析及び提供(感染症情報センター) ・所内ネットワーク及びホームページの管理 ・所年報の発行 ・GLPにおける信頼性確保業務 ・「京都市衛生環境研究所にゅーす」の発行及び啓発事業の実施
	疫学情報	
生活衛生	監視指導	<ul style="list-style-type: none"> ・食品中の添加物、残留農薬、有害化学物質などの検査 ・食品の成分規格検査 ・食品の放射能汚染検査 ・畜水産食品中の残留動物用医薬品の検査 ・食品の遺伝子組換え食品混入率の検査 ・食品に係る容器包装などの規格検査 ・家庭用品の理化学検査 ・貯水槽水、飲用井戸水、プール水などの水質検査 ・薬事法に基づく医薬品の検査 ・中央卸売市場第一市場における監視指導 ・食鳥処理場などに対する監視指導
微生物	感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の原因となる細菌、ウイルスなどの病原微生物検査 ・エイズ、風しん、梅毒などの血清検査 ・食中毒の検査 ・食品衛生及び生活衛生に関する微生物検査 ・環境公害に係る細菌検査
	細菌	
	衛生動物	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生動物などの鑑別・同定 ・公衆衛生の増進、向上に資するための生物学的調査・検査及び研究
食肉検査	病理	<ul style="list-style-type: none"> ・中央卸売市場第二市場における、畜畜のと畜検査、獣肉の病理検査及び場内の衛生監視指導
	精密検査	
環境	環境大気	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染などの常時監視及び測定 ・環境情報の処理及び提供 ・大気汚染、酸性雨、悪臭物質などに関する検査及び調査 ・鉄道騒音、振動などに関する検査及び調査 ・水質汚濁などに関する検査及び調査 ・排水、土壤などの理化学検査
	環境水質	

4 試験検査

平成 25 年度の試験検査状況は、表 1-1 のとおりである。

表 1-1 試験検査状況（平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）

項目		件数	項目		件数
結 核		140	医薬品・家庭用品等検査	医 藥 品 家庭用 品 そ の 他	10 707 0
性 病	梅 毒	2,247	栄養関係検査		0
	そ の 他	0	水道等水質検査	細菌学的検査 理化学的検査 生物学的検査	0 0 0
ウイルス・リケッチャ等検査	分離・同定・検出	983	飲 用 水	細菌学的検査 理化学的検査	64 157
	ウイルス	983	利 用 水 等(プール水等を含む)	細菌学的検査 理化学的検査	112 44
	リケッチャ	127	廢棄物関係検査	細菌学的検査 理化学的検査 生物学的検査	0 98 0
	クラミジア・マイコプラズマ	2		細菌学的検査 理化学的検査 生物学的検査	0 0 0
	抗 体 検 查	0	産業廃棄物	細菌学的検査 理化学的検査 生物学的検査	0 0 0
病原微生物の動物試験		616	大 気 検 查	SO ₂ ・NO ₂ ・O _x 等 浮遊粒子状物質 降下ばいじん 有害化学物質・重金属等 酸 性 雨 そ の 他	17,885 9,490 615 93 54 12,070
原虫・寄生虫等	原 虫	0	水 質 検 查 (細菌学的検査)	工場事業場排水 浄化槽放流水 そ の 他	19 98 7
	寄 生 虫	0		公共用水域 工場事業場排水 そ の 他	37 32 163
	そ 族・節足動物	7,880	環 境・公害関係検査	騒 音・振 動 悪 臭 検 查 土 壌・底 質 検 查	5 26 16
	真 菌・そ の 他	7		環境生物検査 そ の 他	4 0
食中毒	細 菌	426	一 般 室 内 環 境	一般室内環境 そ の 他	0 0
	病原微生物検査	209	放 射 能	環境試料(雨水・空気・土壤等) 食品(牛肉) 食品(その他)	0 12,587 336
	核 酸 検 查	265		温 泉(鉱泉)泉質検査 そ の 他	0 0
	理 化 学 的 検 査	0		合 計	112,610
	そ の 他	0			
臨床検査	血液検査(血液一般検査)	0			
	エイズ(HIV)検査	2,228			
	血清等検査	0			
	HBs抗原、抗体検査	0			
	そ の 他	131			
	生化学検査	0			
	先天性代謝異常等検査	0			
	そ の 他	0			
	尿 検 查	0			
	尿 一 般	0			
	そ の 他	0			
	アレルギー検査(抗原検査・抗体検査)	0			
	そ の 他	0			
食品等検査	細菌学的検査	925			
	理化学的検査	418			
	食品添加物	418			
	残 留 農 薬	167			
	PCB・水銀等有害物質	61			
	残 留 動 物 用 医 藥 品	185			
	食 品 規 格 検 査	71			
	自 然 毒 検 査	10			
	器 具・容 器 包 装 等 検 査	192			
	そ の 他	46			
(上記以外)細菌検査	分離・同定・検出	635			
	核 酸 検 查	256			
	抗 体 検 查	0			
	化学療法剤に対する耐性検査	0			
と畜検査	現 場 検 查	32,657			
	精 密 検 查	213			
	細 菌 検 查	213			
	病 理 検 查	283			
	理 化 学 検 查	1,849			
	抗 菌 性 物 質 検 查	1,568			
	BSE検査	2,950			
	そ の 他	134			

5 各部門の業務

(1) 管理課

管理課は管理担当と疫学情報担当の2担当から構成されている。

疫学情報担当は以下の経緯をもって現在に至る。

昭和38年12月の機構改革に際し、公衆衛生に関する疫学的調査及び研究を担当する部門として、疫学部門が設置された。

昭和54年1月には、公衆衛生に関する全般的な情報の収集、解析及び提供に関することを担当することとなり、疫学情報部門と改称された。

平成22年4月、管理課相談係の業務を引き継ぐとともに、管理課に編入され、管理課疫学情報担当となった。

管理担当は、衛生環境研究所の管理、運営等庶務を担当しており、管理課疫学情報担当では以下の業務を担当している。

ア 感染症業務

(ア) 京都市感染症情報センターとして、感染症に対する有効かつ的確な予防対策に資するため、市域における患者情報及び病原体情報を全国の情報と併せて、週、月、年単位で解析し、医師会など関係機関に提供するとともに、当所ホームページに掲載している。その他、迅速な情報提供を要する感染症についても、発生状況等の詳細を隨時、ホームページに掲載している。

また、これらの情報は、「医療従事者向けメール配信サービス」として、登録者に提供している。

(イ) 「京都市こどもの感染症」として、乳幼児健診に訪れる市民等への啓もうを目的に、こどもの感染症予防に役立つ情報を掲載したポスターを月に1回発行し、保健センター等での掲示を依頼するとともにホームページに掲載している。

(ウ) 京都市結核対策推進プロジェクトチームに参画するとともに、一年間の京都市内の結核患者の動向をとりまとめ、「京都市の結核」(年報)として発行している。

(エ) 「HIV検査相談事業」の「プレ・ポストカウンセリング問診票」の集計、改定等に関する業務を行っている。

イ 所内ネットワークの管理業務

所内のイントラネットパソコンについて、セキュリティ確保等を適正に管理し、情報の利用及び発信を効率よく行うため管理を行っている。

ウ ホームページの維持管理

京都市ホームページ作成支援システム(CMS)のパスワード管理等を行うとともに、所のホームページのサイト構成図やレイアウトを作成している。

エ 京都市衛生環境研究所年報の作成

年報編集委員会の事務局となり、一年間の衛生環境研究所の事業概要、試験検査及び研究実績などをとりまとめ、「京都市衛生環境研究所年報」として発行するとともにホームページ化を行っている。

オ GLP関連業務

食品衛生に関する検査の信頼性を確保するため、平成9年4月、国及び地方自治体などの食品衛生検査施設に対し、試験検査などの業務管理(いわゆる「GLP」)が義務づけられた。そこで、所の信頼性確保部門として、GLP委員会の運営、内部点検の実施、外部精度管理調査のとりまとめなどを担当している。

カ 情報の提供及び技術支援等

各事業課、保健所への公衆衛生情報の提供、事業課が行う調査及び情報処理の技術支援等を行っている。

キ 市民啓発事業

(ア) 「京都市衛生環境研究所にゅーす」の発行(冊子及びホームページ)

市民に向けた情報提供のために、平成25年度1~3号を発行した。

(イ) 京都府市連携「夏休み体験教室 科学の目で見なおそう身の回り」の開催

(ウ) 京都市と京都産業大学による感染症対策共同シンポジウム「身近に潜む微生物の脅威とその対策～マダニが引き起こす感染症～」の開催

ク その他

- (ア) 各部門が対応した市民・事業者等からの相談事例のとりまとめ
 - (イ) 所の蔵書管理
 - (ウ) 所の調査研究のとりまとめ及び衛生環境研究所セミナーの開催
 - (エ) 所の産業廃棄物の管理
 - (オ) 所の排水管理
 - (カ) 地方衛生研究所協議会の窓口業務（照会及び回答等）
 - (キ) 所の健康危機管理委員会の事務局業務
- (2) 生活衛生部門

中央卸売市場第一市場にある第一検査室を含めて構成されている。第一市場内の食品衛生等の監視業務（第一検査室が担当）と食品衛生、生活衛生に関する試験検査（本所と第一検査室で分担）を担当している。

主な業務内容は、「3 機構及び事務分担」（2 ページ）のとおりである。

(3) 微生物部門

ア 感染症に関するウイルス検査

インフルエンザウイルスの分離は、昭和 30 年代以来実施し、その後アデノウイルス、エンテロウイルスなど対象ウイルスの拡張を図ってきた。

昭和 57 年からは、国の事業の一環として、京都市感染症サーベイランス事業における病原体検査を担当している。

昭和 62 年から、同事業は、新たに京都市結核・感染症サーベイランス事業として対象疾病も拡張され、ウイルスの分離、同定の他に疾病診断の確認や病原体情報の解析評価を行っている。同事業は、平成 10 年に京都市結核・感染症発生動向調査事業と改称された。更に同事業は、平成 11 年 4 月に制定後、平成 15 年 10 月に改正、同年 11 月から施行された、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく事業となり、病原体検査もこれに基づいて実施されている。

インフルエンザについては、流行時を中心に通年インフルエンザウイルス分離を実施し、分離ウイルスについては、抗原分析を加えて流行ウイルスの監視を行っている。

また、行政依頼検査として、保健センターの依頼により、社会福祉施設等における感染性胃腸炎（五類感染症）事例でのノロウイルス等の検査などを実施している。

イ 免疫に関する業務

保健センターで採血された検体について、各種の検査を行っている。

風疹ウイルスの抗体検査は、昭和 51 年から妊婦及び妊娠予定者について開始した。平成 12 年 9 月以降は、妊娠予定者（15 歳以上）を対象に実施している。

HIV 感染症及びエイズの予防対策の一環として、HIV-1 型抗体・HIV-2 型抗体のスクリーニング検査と、確認検査を実施している。また、検査を希望する人には、梅毒抗体検査を同時に行っている。

平成 13 年 6 月から C 型肝炎ウイルス抗体検査を開始したが、平成 15 年度から外部委託により行っている。

ウ 感染症に関する細菌検査

京都市感染症発生動向調査事業における病原体定点医療機関から採取された検体の細菌検査を行っている。

また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定める、三類感染症の赤痢菌、チフス菌、パラチフス A 菌、コレラ菌、腸管出血性大腸菌の検査を行っている。

なお、細菌性赤痢、チフス、パラチフスのうち、コレラ汚染地域・コレラ対策地域からの来航者などから患者が発生した場合には、当研究所がコレラ菌の検査を併せて実施している。

エ 食品衛生対策等に関する微生物検査

市民の健康を守るために、市内に流通する食品の衛生状態を微生物学的見地から把握し、保健センターにおける監視指導業務に役立てることを目的として、年間計画に基づいて収去された食品について微生物検査を行っている。

また、食中毒発生の際には原因究明のため、食中毒菌等の検索を行っている。

生活衛生に関しては、飲用水、浴槽水、プール水及びおしごりについて、環境・公害対策では、工場事業場等排水、

浄化槽放流水及び河川水について、細菌検査を担当している。

オ 空中花粉の実態調査

花粉症の原因となるスギ、ヒノキやマツなどの花粉について飛散状況の調査結果をホームページに掲載し、適宜更新している。

カ 害虫等の鑑別、相談受付

害虫等について、市民や保健センター、食品等事業者、家具や衣類取扱業者などからの鑑別の依頼や相談に応じている。また、発生についての情報を収集し、その防除や啓発に役立てている。

キ 感染症を媒介する昆虫類の調査研究

感染症を媒介する蚊類やマダニの調査及び検査を行い、その防除や啓発に役立てている。

ク 啓発活動

害虫に関する知識の向上と啓発を目的に、依頼などによる鑑別で撮影した画像や事例を紹介した「衛生動物だより」を作成し、保健センターなどに配布するとともに、ホームページにも随時掲載している。

(4) 食肉検査部門

衛生環境研究所第二検査室として、京都市中央卸売市場第二市場内に位置し、市場における獣畜のと畜検査及び場内の衛生監視指導並びにその他の獣畜の精密検査を担当する部門として運営されている。

主な業務は、次のとおりである。また、平成25年度の取扱頭数及び件数は、表1-2のとおりである。

ア と畜検査業務

と畜場法及び食品衛生法に基づき、獣畜（牛、豚、馬、山羊及びめん羊）のと畜検査及びこれに伴うとさつ解体禁止、廃棄などの行政措置を行っている。

イ と畜場及びとさつ解体作業の衛生指導

京都市と畜場の衛生保持及び衛生的な解体作業を監視指導している。

ウ 第二市場内の衛生指導

食品衛生法に基づき、市場及び関連施設の検査、監視指導を行い、食肉の衛生的な処理と安全確保に努めている。

エ と畜検査以外の病理学的検査

食鳥、魚介類及びその他の食肉について、第一検査室や保健センターなどを通じて寄せられた苦情に対し、その原因追及のための検査を行っている。

オ データの解析及び還元

と畜検査などによって得られたデータは、コンピュータを用いて解析し、検査業務の参考とともに、生産者や市場関係者などに還元している。

カ BSEスクリーニング検査

平成13年10月18日からBSEスクリーニング検査が義務付けられ、解体した牛の延髄を検体としてELISA法を用いて全頭のスクリーニング検査を行っていたが、平成25年7月1日より厚生労働省のBSEにおける国内措置の見直しによって48ヶ月齢超の個体のみ検査を行っている。

キ 放射性セシウム検査

平成23年9月1日から、解体した牛の頸部筋肉を検体として、放射性セシウムに係る全頭のスクリーニング検査を行っている。

(5) 環境部門

環境関連法令などに基づく環境の汚染状況の把握及び環境汚染の発生源に対する監視・指導・規制その他の環境保全行政に必要な行政検査を中心として、次の業務を行っている。

ア 環境情報関係業務

大気汚染防止法第22条に基づく大気汚染状況の常時監視、常時監視結果に基づく光化学スモッグ注意報等緊急時の措置に係る周知、連絡業務等を行っている。常時監視業務にあたっては、自動測定機及び測定局舎の維持管理、また、測定データの通信、蓄積、統計処理等を行う「京都市環境情報処理システム」の適切な運用により、データの正確性確保に努めている。

大気汚染常時監視測定結果については、環境施策推進に資するため、環境省をはじめとする行政機関等に対し適宜資料提供している。

イ 大気関係業務

大気中の有害大気汚染物質について大気汚染防止法における優先取組物質をはじめフロン類などの調査分析のほか、悪臭防止法や「京都府環境を守り育てる条例」等に基づき事業場などから大気中に排出される特定悪臭物質や有害物質の分析、硫黄酸化物対策としての燃料重油中の硫黄分の分析などを行っている。また、一般大気環境においてはアスベストモニタリング調査をはじめ年間を通して酸性雨及び降下ばいじんに関する調査を行っている。

これら業務のほか国（環境省）が実施している各種化学物質の環境中の残留状況などを把握するための化学物質環境実態調査（エコ調査）への参加などがある。

ウ 水質関係業務

工場・事業場排水、ゴルフ場排水、浄化槽放流水、河川水、河川底質、地下水、池沼水、土壤、衛生環境研究所排水などに関する理化学的な検査業務を行っている。

表 1-2 食肉検査部門 試験検査取扱件数（平成 25 年度）

検査名等	
と畜検査	32,657 頭
(正常)	32,612 頭
(病切迫畜)	45 頭
合否保留	103 頭
精密検査	306 頭
処分(全部・一部廃棄)	21,319 頭
BSEスクリーニング検査	2,950 件
放射性セシウム検査	12,587 件
食鳥検査(検査指導)	0 羽
瑕疵検査	65 件
監視指導	789 件

